「みずしん定期預金“輝”」規定（個人のお客さま専用）　水島信用金庫

第１条（預金契約の成立）

当金庫は、お客さまからこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

第１条の２（預入れ金額等）

この預金の預入れは、1 口 100 万円以上（10 万円単位）とし、退職金の範囲内とします。ただし、退職金のお受取日から、1 年以内の預入れに限ります。

第２条（自動継続）

(1) この預金は、満期日に前回と期間が同一の「スーパー定期預金」または「大口定期預金」へ自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における期間が同一の「スーパー定期預金」または「大口定期預金」の店頭表示利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) この預金の一部支払いはできません。

第３条（中途解約時の取扱い）

当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および「預金積金共通規定」第７条の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じ。）から解約日の前日までの日数および預入期間に応じて、定期預金・定期積金共通規定（別表）の掛目を約定利率に乗じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

第４条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、当金庫の他の規定、規則等当金庫の定めるところによるものとします。当金庫の他の規定、規則等は、当金庫所定の方法により告知します。

第５条（規定の変更）

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、前記「預金積金共通規定」、「定期預金共通規定」および「定期積金共通規定（別表）」が適用されるものとします。

以　上

（2026 年 4 月 1 日現在）